

【ウェビナー】自動車業界を取り巻くEPA活用の課題と
貿易円滑化に向けた取り組み

「原産地証明制度について」

2020年7月17日

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部上席主任調査研究員 長島忠之



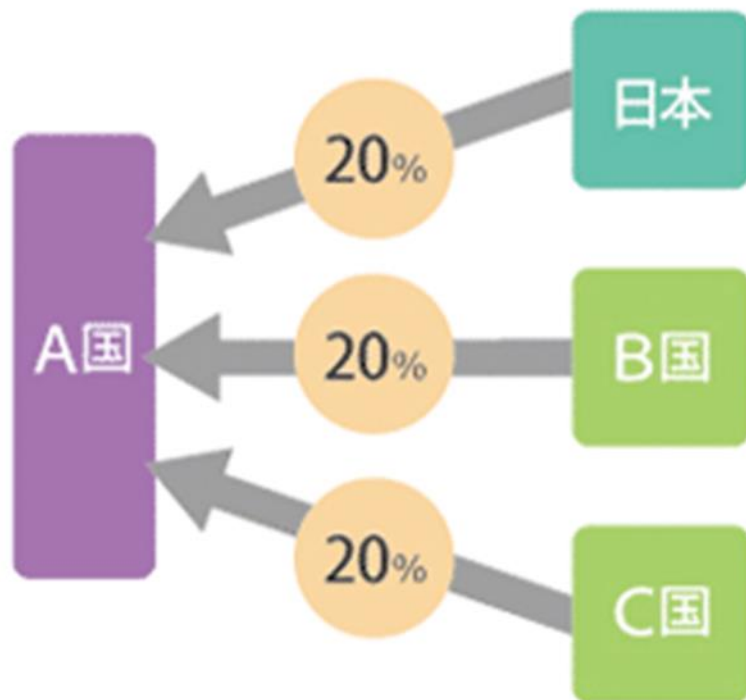
日本貿易振興機構(ジェトロ)
海外調査部上席主任調査研究員
長島忠之(ながしまただゆき)

1979年日本貿易振興会(現日本貿易振興機構)入会。海外調査部調査企画課長、監査室長、対日投資部長、海外調査部長、理事などを歴任。海外勤務は、1989～1992年ウルグアイ日本国大使館二等書記官、2000～2005年ジェトロ・メキシコ事務所次長。2016年4月から現職。

EPAによる関税撤廃・削減（EPA特惠税率）

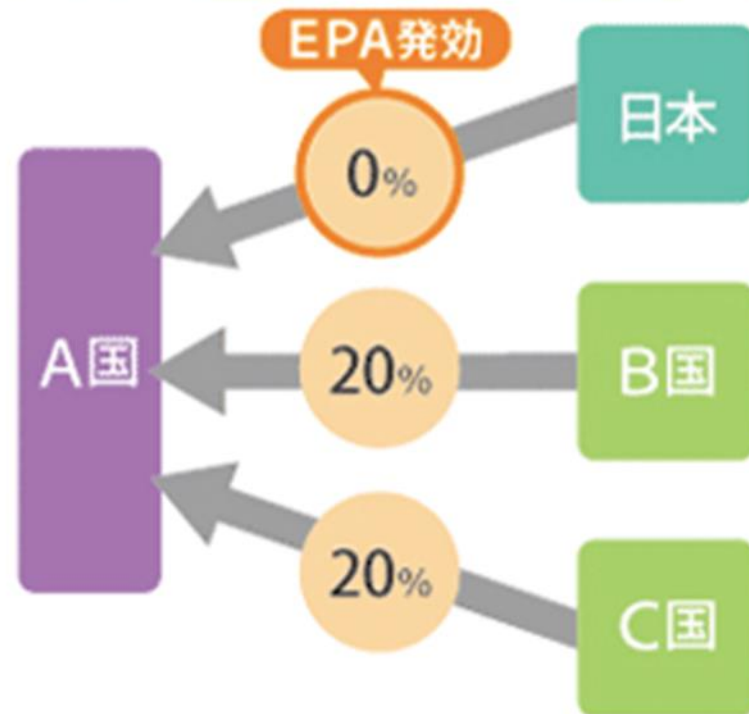
一般税率（WTO協定税率）を適用

EPAが発効していない場合



EPA特惠税率を適用＝関税撤廃・削減

EPAが発効となった場合



EPA特惠税率の適用には次ページの
3条件を全て満たす必要がある

EPA特惠税率を適用するための3条件

条件①EPA特惠税率

輸出入される産品に関し、EPA特惠税率が設定されていること

条件②原産地基準

生産された貨物が、「原産品」とであると認められること(=原産地基準を満たしていること)

条件③手続的要件

税関に対して、原産地証明書または原産品申告書等及び(必要に応じ)運送用件証明書(*)を提出するなど、必要な手続を行うこと

(*)運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=原則として直送されることが必要な積送基準を満たしていること)

EPA利用の流れ



輸出する品物のHSコードを特定します

大前提

関税率を調べます

条件①

原産地規則を満たしているか確認します

条件②

原産地証明書を準備します

条件③

HSコードの特定の方法

- ◆ 輸出入申告書に記載するHSコード(日本国内細分)については「輸出統計品目表」、または「実行関税率表」で調べることができます。
- ◆ EPAの特恵税率を利用して日本からEPA締約国へ輸出する場合、輸出先となる国のHSコード(国内細分)を調べる必要があります(ただし、6桁までは世界共通)。

■ 輸出統計品目表(税関) <http://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

■ 実行関税率表(税関) <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

HSコード概念図：乗用車のホイールの場合 世界共通コード



EPA利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定します

大前提

関税率を調べます

条件①

原産地規則を満たしているか確認します

条件②

原産地証明書を準備します

条件③

【日本の経済連携協定(EPA)締結状況➡重層化】

EPA		発効年・月		EPA	発効年・月
シンガポール		 2002.11		スイス	2009.09
メキシコ		2005.04		ベトナム	  2009.10
マレーシア		 2006.07		インド	2011.08
チリ		2007.09		ペルー	 2012.03
タイ		2007.11		オーストラリア	 2015.01
インドネシア		2008.07		モンゴル	2016.06
ブルネイ		 2008.07		TPP11	2018.12
ASEAN		2008.12		EU	2019.02
フィリピン		2008.12			

 ASEAN加盟国
  TPP11加盟国(発効国)
 ➡
 他のEPAとの比較が必要
 TPP11加盟国(未発効国)

既存の経済連携協定(EPA)とTPP11(例:ベトナム)

協定名	署名	発効
日・ASEAN包括的経済連携協定 (EPA)	2008年4月1日	2008年12月1日
日・ベトナム経済連携協定 (EPA)	2008年12月25日	2009年10月1日
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11)	2018年3月8日	2018年12月30日 (日本、メキシコ、シンガポール、NZ、カナダ、豪州) 2019年1月14日 (ベトナム)

【サスペンション(乗用車用)の関税率(TPP11加盟国)】 HS8708.80 (%)

国名	一般税率	既存EPA税率	TPP11税率
シンガポール	0	0	0
メキシコ	5	0	0(即時撤廃)
マレーシア	30	0	未発効(即時撤廃)
チリ	6	0	未発効(即時撤廃)
ブルネイ	0	0	未発効(2024年撤廃)
ベトナム	20	除外	16(2028年撤廃)
ペルー	0	0	未発効(即時撤廃)
オーストラリア	5	0	0(即時撤廃)
カナダ	6	-	0(即時撤廃)
ニュージーランド	0	-	0(即時撤廃)

「World Tariff」を基に作成 ➡ 次画面参照

【「World Tariff」の使い方】

①ユーザー登録・ログイン

世界各国の関税率 以下のURLにアクセス

 このページを印刷する

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>



米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。

ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。

ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。

「利用規約」をご確認ください。

データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。

MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特恵税率）の税率も収録されています。

また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。

[詳しく見る](#)

初めての方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。

[詳しく見る](#)

登録ユーザーの方

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方は、検索画面 [へ](#)。

詳細は「[利用方法](#)」 [図](#) (1.9MB) をご確認ください。日本語で検索方法を紹介しています。データベースは英語です。

ユーザー登録はこちらからお願いします

ログインはこちらからお願いします

日本国内居住者の方は事前にユーザー登録をすれば、どなたでも無料でご利用できます。

- ◆ ジェトロのウェブサイト経由で登録いただくことで、日本居住者はどなたでも無料で利用できます。
- ◆ 登録・ログイン後、「HS Number Search」を選択すると②の画面が表示されます
- ◆ 輸出先、HSコードを上2桁→上4桁の順に項まで選択します。
- ◆ 下に表示されるHSコード一覧から該当コードを選択すると、輸出国別の関税率(③参照)が表示されます

②ログイン後の検索画面

部分品及び附属品(8708)を検索した場合

輸出先を選択

類(HSコード上2桁)を選択

項(HSコード上4桁)を選択

HSコードを選択して検索

仕向け国/輸出先
Vietnam

類/部名
87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

項
8708 - PARTS AND ACCESSORIES OF THE MOTOR VEHICLES OF HEADINGS 8701

テキスト 番号 リセット Submit

Vietnam - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof

[Section Notes](#) [Chapter Notes](#) [End Notes](#)

HS Number	Description	UOM	MFN
8708	PARTS AND ACCESSORIES OF THE MOTOR VEHICLES OF HEADINGS 8701 TO 8705:		
	- Bumpers and parts thereof:		
8708.10.10	-- For vehicles of heading 8701	unit	15%
8708.10.90	-- Other	unit	25%
	- Other parts and accessories of bodies (including cabs):		
8708.21.00	-- Safety seat belts	unit	20%
	-- Other:		
	- Suspension systems and parts thereof (including shock- absorbers):		
	-- Suspension systems:		
8708.80.15	--- For vehicles of heading 8701	unit	15%
8708.80.16	--- For vehicles of heading 8703	unit	20%
8708.80.17	--- For vehicles of subheading 8704.10 or heading 8705	unit	7%
8708.80.19	--- Other	unit	7%
	-- Parts:		
8708.80.91	--- For vehicles of heading 8701	unit	10%
8708.80.92	--- For vehicles of heading 8703	unit	10%
8708.80.99	--- Other	unit	5%

クリックして輸出国別の関税率を表示(③へ)

③輸出国別の関税率表示画面

乗用車用サスペンション(8708.80.16)を検索した場合

原産国ごとの最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Afghanistan	20%	MFN Applied

日本から輸出する場合

Japan	16%	Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership
-------	-----	---

EPA税率を表示

原産地規則を表示

VN HS number 8708.80.16

Agreement Specific Rules of Origin

Commodity Description
8708 PARTS AND ACCESSORIES OF THE MOTOR VEHICLES OF HEADINGS 8701 TO 8705:
-- Suspension systems:
8708.80 -- Suspension systems and parts thereof (including shock- absorbers):
8708.80.16 --- For vehicles of heading 8703

Vietnam Rules of Origin
RVC 40% or CTC (apply General Rules)

AJCEP Rules of Origin
87.08 RVC 40%

CPTPP Rules of Origin
8708.80 A change to a good of subheading 8708.80 from any other subheading; or No change in tariff classification required for a good of subheading 8708.80, provided there is a regional value content of not less than: (a) 45 per cent under the build-up method; or (b) 45 per cent under the net cost method; or (c) 55 per cent under the build-down method.

Commodity Description		MFN	AJCEP	CPTPP	VJEP
8708.80.16	--- For vehicles of heading 8703	20%	Excluded	16%	Excluded

AJCEP
X

"X" shall be excluded from reduction or elimination of customs duties.

VJEP
X

"X" shall be excluded from reduction or elimination of customs duties.

TPP 11
B11

Base rate 22%

2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	Free

The first reduction on 30 December, 2018. Subsequent annual reductions on 1 January.

VN HS number 8708.80.16

一般税率 日ASEAN・EPA税率 TPP11税率 日ベトナムEPA税率

Commodity Description		MFN	AJCEP	CPTPP	VJEPA
8708.80.16	- - - For vehicles of heading 8703	20%	Excluded	16%	Excluded

AJCEP

X

"X" shall be excluded from reduction or elimination of customs duties.

日ASEAN・EPA: 関税引下げ対象から除外

VJEPA

X

"X" shall be excluded from reduction or elimination of customs duties.

日ベトナムEPA: 関税引下げ対象から除外

TPP 11

B11

Base rate 22%

2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	Free

TPP11: 発効11年目に撤廃
(2028年より無税)

The first reduction on 30 December, 2018. Subsequent annual reductions on 1 January.

【協定文による税率の確認①】

TPP11を除くEPA

外務省

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>

日本と各国・地域とのEPA/FTA

- ▶ [我が国の経済連携の取組 \(PDF\)](#)  
- ▶ [発効済みEPAについて \(PDF\)](#)  

発効済み・署名済み

- ▶  [日・シンガポールEPA](#) (2002年11月発効、2007年9月改正議定書発効)
- ▶  [日・メキシコEPA](#) (2005年4月発効、2007年4月追加議定書発効、2012年4月改正議定書発効)
- ▶  [日・マレーシアEPA](#) (2006年7月発効)
- ▶  [日・チリEPA](#) (2007年9月発効)
- ▶  [日・タイEPA](#) (2007年11月発効)
- ▶  [日・インドネシアEPA](#) (2008年7月発効)
- ▶  [日・ブルネイEPA](#) (2008年7月発効)
- ▶  [日ASEAN・EPA](#) (2008年12月から順次発効)
- ▶  [日・フィリピンEPA](#) (2008年12月発効)
- ▶  [日・スイスEPA](#) (2009年9月発効)
- ▶  [日・ベトナムEPA](#) (2009年10月発効)
- ▶  [日・インドEPA](#) (2011年8月発効)
- ▶  [日・ペルーEPA](#) (2012年3月発効)
- ▶  [日豪EPA](#) (2015年1月発効)
- ▶  [日・モンゴルEPA](#) (2016年6月発効)
- ▶ [TPP12 \(環太平洋パートナーシップ\)](#) (2016年2月署名、日本は2017年1月締結)
- ▶ [TPP11 \(包括的・先進的TPP協定\)](#) (2018年12月発効)
- ▶  [日EU・EPA](#) (2019年2月発効)

TPP11

TPP等政府対策本部

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp_text_en/index.html#TPP

TPP協定 (英文)

TPP11協定 (英文) について

TPP11協定 (英文) が公表されました。

- ▶ [ニュージーランド政府HP](#) 

Text of the Agreement (TPP11協定 (英文))

- ▶ [Text of the Agreement \(PDF, 185KB\)](#) ([ニュージーランド政府HP](#)) 

TPP協定 (英文) について

TPP協定 (英文) が公表されました。

- ▶ [ニュージーランド政府HP](#) 

Text of the Trans-Pacific Partnership (TPP協定 (英文)) (※条文 [PDF] はニュージーランド政府のホームページにアクセスします。)

Preamble

- ▶ [Preamble \(PDF, 74KB\)](#) 

1. Initial Provisions and General Definitions

- ▶ [Chapter 1. Initial Provisions and General Definitions \(PDF, 124KB\)](#) 

This Chapter includes the following Annex: (※本章のテキストには以下の附属書が含まれます。)

Annex 1-A: Party-Specific Definitions

2. National Treatment and Market Access for Goods

- ▶ [Chapter 2. National Treatment and Market Access for Goods \(PDF, 502KB\)](#) 

This Chapter includes the following Annexes: (※本章のテキストには以下の附属書が含まれます。)

Annex 2-A: National Treatment and Import and Export Restrictions

Annex 2-B: Remanufactured Goods

Annex 2-C: Export Duties, Taxes or Other Charges

Annex 2-D: Tariff Commitments

Party-specific Annexes to the Chapter: (※締結国ごとの附属書は以下のとおりです。)

- ▶ [2-D: Australia General Notes to Tariff Schedule \(PDF, 86KB\)](#) 

- ▶ [2-D: Australia Tariff Schedule \(PDF, 3.3MB\)](#) 

- ▶ [2-D: Brunei General Notes to Tariff Schedule \(PDF, 87KB\)](#) 

- ▶ [2-D: Brunei Tariff Schedule \(PDF, 7.1MB\)](#) 

- ▶ [2-D: Canada General Notes to Tariff Schedule \(PDF, 163KB\)](#) 

【協定文による税率の確認②】



<https://epa-info.go.jp>

委託事業者： **東京共同会計事務所**

TEL 0120-910-385 Mail epa-desk@epa-info.go.jp

トップページ	発給までの流れ	ワークショップ	EPAの活用実態	E-learning	受託企業
--------	---------	---------	----------	------------	------

【EPA 譲許表(附属書1)一覧】 詳しい譲許表の見方はこちらをご参考ください。

国	EPA	リンク
インドネシア	日インドネシア EPA	相手国譲許表(附属書 1)
	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国譲許表(附属書 1)
カンボジア	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国譲許表(附属書 1)
シンガポール	日シンガポール EPA	相手国譲許表(附属書 1)
	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国譲許表(附属書 1)
	TPP11	相手国側総則
		相手国譲許表
タイ	日タイ EPA	相手国譲許表(附属書 1)
	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国譲許表(附属書 1)
フィリピン	日フィリピン EPA	相手国譲許表(附属書 1)
	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国譲許表(附属書 1)
ブルネイ	日ブルネイ EPA	相手国譲許表(附属書 1)
	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国譲許表(附属書 1)
	TPP11	相手国側総則
		相手国譲許表
ベトナム	日ベトナム EPA	相手国譲許表(附属書 1)
	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国譲許表(附属書 1)
	TPP11	相手国側総則
		相手国譲許表
マレーシア	日マレーシア EPA	相手国譲許表(附属書 1)
	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国譲許表(附属書 1)
	TPP11	相手国側総則
		相手国譲許表

ミャンマー	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国譲許表(附属書 1)
ラオス	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国譲許表(附属書 1)
チリ	日チリ EPA	相手国譲許表(附属書 1)
	TPP11	相手国側総則 相手国譲許表
メキシコ	日メキシコ EPA	相手国譲許表(附属書 1)
	TPP11	相手国側総則 相手国譲許表
スイス	日スイス EPA	相手国譲許表(附属書 1)
インド	日インド EPA	相手国譲許表(附属書 1)
ペルー	日ペルーEPA	相手国譲許表(附属書 1)
	TPP11	相手国側総則 相手国譲許表
オーストラリア	日豪 EPA	相手国譲許表(附属書 1)
	TPP11	相手国側総則 相手国譲許表
カナダ	TPP11	相手国側総則 相手国譲許表
ニュージーランド	TPP11	相手国側総則 相手国譲許表
EU	日EUEPA	相手国譲許表
アメリカ	日米貿易協定	相手国譲許表

【ベトナムの譲許表(乗用車用サスペンション)①】

日ASEAN・EPA

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff Item Number	Description of Goods	Base Rate	Category	Note
8708.70.95.00	- - - For vehicles of subheadings 8703.21 to 8703.23, 8703.31 or 8703.32 (except ambulances)			
8708.80.50.00	- - For vehicles of subheadings 8703.21 to 8703.23, 8703.31 or 8703.32 (except ambulances)		X	
8708.80.60.00	- - For vehicles of subheading 8703.24 or 8703.33 (except ambulances)		X	

(q) the originating goods classified under the tariff lines indicated with “X” shall be excluded from any tariff commitment referred to in subparagraphs (a) through (p); and

日ベトナムEPA

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff Item Number	Description of Goods	Base Rate	Category	Note
8708.80.12.00.00	- - - For other vehicles of heading 87.01	30%	B10	
8708.80.13.00.00	- - - For vehicles of heading 87.03		X	

(v) The originating goods classified under the tariff lines indicated with “X” shall be excluded from any tariff commitment referred to in subparagraphs (a) through (u); and

【ベトナムの譲許表(乗用車用サスペンション)②】

TPP11

TARIFF SCHEDULE OF VIET NAM (HS 2012)

Tariff line	Description	Base rate	Staging Category	Remarks	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4	Year 5	Year 6	Year 7	Year 8	Year 9	Year 10	Year 11	Year 12	Year 13	Year 14	Year 15	Year 16	Year 17	Year 18	Year 19	Year 20	Year 21 and subsequent years	(*)
8708.80	- Suspension systems and parts thereof (including shock-absorbers):																									
	- - Suspension systems:																									
8708.80.15	- - - For vehicles of heading 87.01	27%	B11		24.5%	22%	19.6%	17.1%	14.7%	12.2%	9.8%	7.3%	4.9%	2.4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
8708.80.16	- - - For vehicles of heading 87.03	22%	B11		20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
8708.80.17	- - - For vehicles of heading 87.04																									

(j) customs duties on originating goods provided for in the items in staging category B11 shall be eliminated in 11 annual stages, and these goods shall be duty-free effective January 1 of year 11;

EPA利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定します

大前提



関税率を調べます

条件①



原産地規則を満たしているか確認します

条件②



原産地証明書を準備します

条件③

EPA原産品の大原則

EPA協定締結国内で最終製造・加工がなされる



EPA協定締結国内で一定の「付加価値」がついた等の要件を満たす



各EPAで定められた原産地規則を理解することが必要
(同じ品目であってもEPA毎に異なる原産地規則となっている場合がある)

(例) 日EU・EPA



日本またはEU域内で生産されていない製品(「非原産品」)は
特惠税率の対象外。

日EU・EPA
締約国内



日本又はEU内生産品



日本又はEU内で生産され、かつ、一定の
「付加価値」が付いた等の要件を満たした
製品(「原産品」)は特惠税率の対象となる。

EPA原産品として認められるか？？？

日本で生産しているから・・・

➡ 材料の多くをEPA締結国以外の国から調達している場合は？？？

材料を日本のサプライヤーから全て購入しているから・・・

➡ サプライヤーの生産拠点がEPA締結国以外の国である場合は？？？

「Made in Japan」のラベルを貼れるから・・・

➡ 他の制度でMade in Japanと認められることと、EPAの原産地規則とは無関係

原産品とは

- ◆ 日本が締結しているEPAでは、①完全生産品、②原産材料からのみ生産される製品または③非原材料を使用し品目別規則(PSR:Product-Specific Rules of Origin)を満たす製品を、原産品として認定(日インドEPAは①と③のみ)。
- ◆ 締約国間で行われた生産をひとまとまりのものとみなし、原産地基準を満たしているかを確認する(累積)。

完全生産品

《類型》

- 農水産品、鉱業品の一次産品: 一次産品の収穫、収集、採掘等を「生産」として捉える。
- くず、廃棄物やそれらから回収された物品: くずや廃棄物の発生・回収等を「生産」として捉える。
- 上記完全生産品のみから生産された物品: 完全生産品またはその派生物から生産される製品も完全生産品であるという概念

《完全生産品の例》

- 収穫等された植物
- 生きている動物であって、生まれ、かつ飼育されたもの
- 生きている動物から得られる産品
- 締約国内で狩猟、漁労等により得られる動物
- 養殖によって得られる水産物
- 抽出・採掘された鉱物性生産品
- 締約国の船舶により領海外の海で採捕された水産物
- 締約国の工船上で前項に規定される製品から生産される製品
- 締約国外の海底又はその下から得られる産品(国際法に基づく)
- 製造や加工作業等において生じたくず
- 原材料の回収のみに適するくず
- これら上記のものから得られ、生産されたもの

原産材料からのみ生産される製品

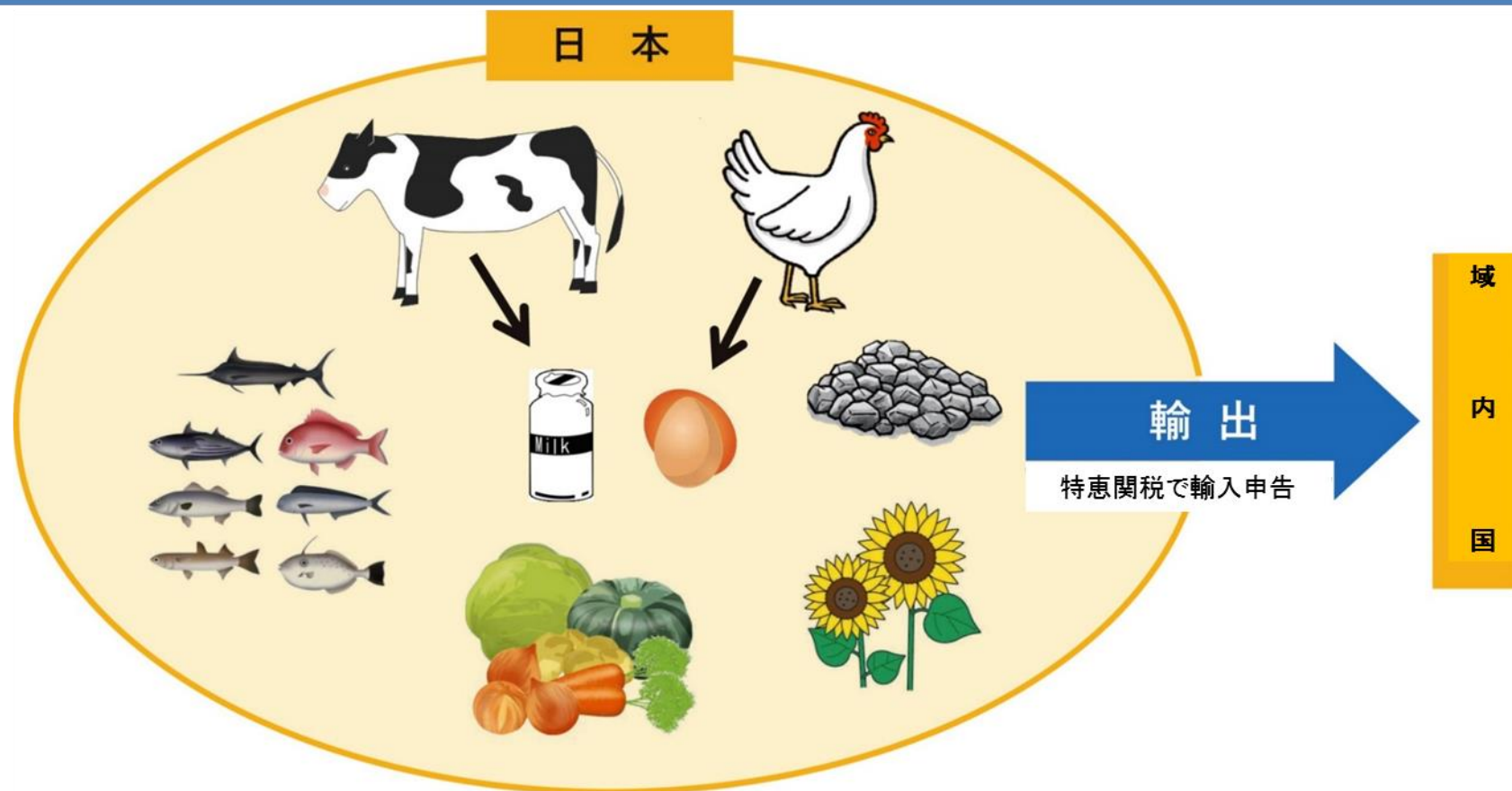
- 生産に使用された材料が原産材料であるもの。
- 非締約国の材料(非原産材料)が含まれていても、当該材料が原産地基準を満たしていればよい。

品目別規則(PSR)を満たす製品

- 使用された非原産材料に加工等を加え、定められた変更をもたらしたことにより、原産品となった製品。
- 品目別規則(PSR)は関税番号毎に要件を定めている。
- その要件は以下の3基準に分類される。
 - ①関税分類変更基準
 - ②付加価値基準
 - ③加工工程基準

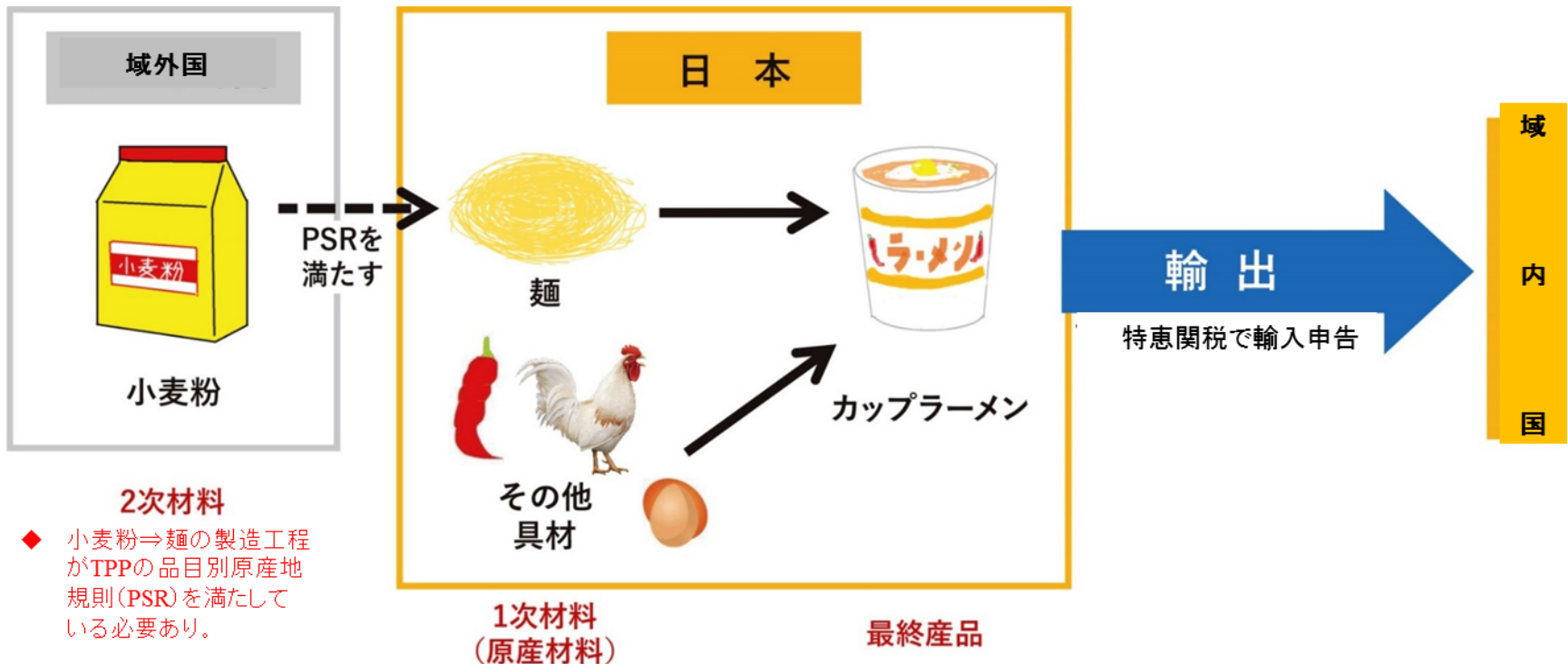
原産性の判断基準 ①～完全生産品～

- ◆ 域内で完全に得られ、または生産される製品は、原産品となる。
- ◆ 具体的には農水産品（動植物・魚介類・卵・牛乳等）、鉱物資源など。



原産性の判断基準 ②～原産材料のみから生産される製品～

- ◆ 域内の原産材料のみから生産される製品のこと。
- ◆ 完全生産品との違いは、製品の材料の材料(二次材料)に域外国のものを含み、それを使用して域内国で一次材料(原産材料)へと加工し、生産する点。



原産性の判断基準 ③～品目別原産地規則(PSR)を満たす製品～

- ◆ 非原産材料を使用しているも、域内国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品を原産品と認めるもの。
- ◆ PSRでは、それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が規定されている。

PSRを満たす産品のイメージ



【PSRの3類型】

- ① 関税分類変更基準: 材料と最終産品との間に特定の関税分類(HSコード)の変更があること。
- ② 付加価値基準: 材料に一定以上の付加価値を付加すること。
- ③ 加工工程基準: 材料に特定の加工(例: 化学品の化学反応)がなされること。

原産性判定方法③-1 ～関税分類変更基準～

◆ 非原産材料の関税分類(HSコード)と最終製品のHSコードの間に特定の変更がある場合に、原産性を認めるのに十分な加工が国内(協定国域内)でなされたとして原産品と認める基準。

◆ 求められるHSコード変更の桁数のレベルは3種類ある。

- ①「類」(Chapter)の変更という場合は上2桁での変更。
- ②「項」(Heading)の変更という場合は上4桁での変更。
- ③「号」(Subheading)の変更という場合は上6桁での変更。

◆ どのレベルで変更すれば、原産品となるかは、品目により異なるため、品目別原産地規則を確認する必要がある。

◆ 品目別原産地規則は、表の形式で、HSコードごとにルールを掲載している。

【品目別原産地規則の読み方(TPP11)】

〇・〇・〇・〇・〇・〇	第〇・〇・〇・〇・〇・〇項から第〇・〇・〇・〇・〇・〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第二類 肉及び食用のくず肉	
〇・〇・〇・〇・〇・〇六	第〇・〇・〇・〇・〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第一類 動物(生きているものに限る。)	
第一部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品	

①まず、最終製品のHSコードを確認する。

②次に、他の「類」「項」「号」のうち、どのレベルの変更が対象か確認する。

原産性判定方法③-2 ～付加価値基準の計算方式～

- ◆ 協定締結国域内で付加された価値により原産性を証明する方法。
- ◆ 原産性を認めるのに十分な付加価値が国内(または協定締結国域内)で付加された場合に、原産品と認める基準。

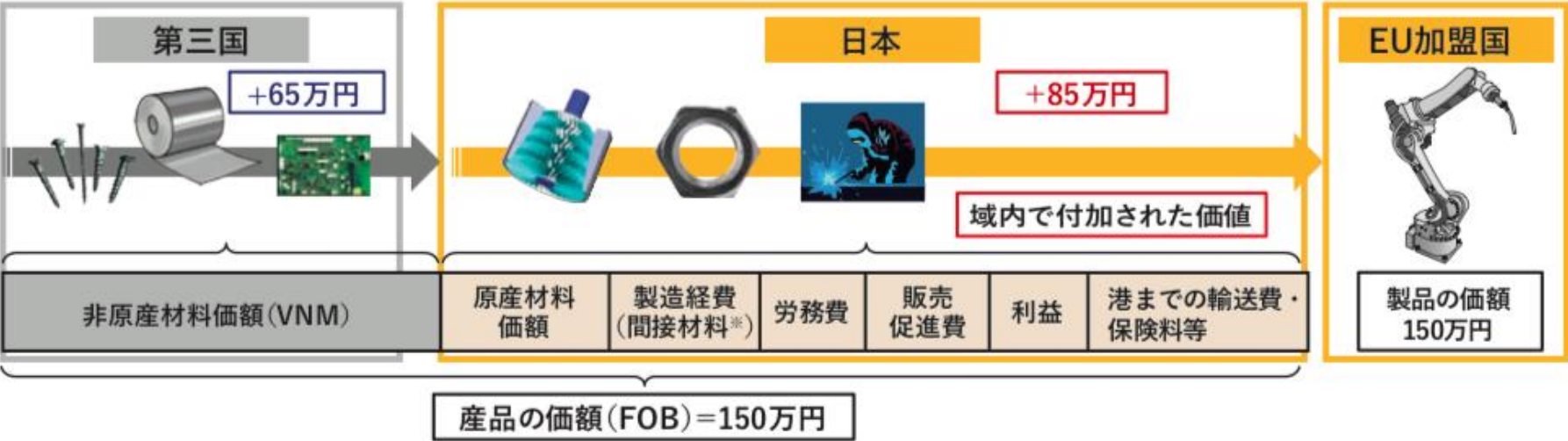
方式		計算式
域内原産割合 (%)	①控除方式	【全EPA(除く日スイスEPA)】 $(\text{輸出産品の価額} - \text{非原産材料の合計価額}) \div \text{輸出産品の価額} \times 100 \geq X\%$
	②積上げ方式	【日インドEPA、日モンゴルEPA】 $(\text{原産材料の価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}) \div \text{輸出産品の価額} \times 100 \geq X\%$ 【日チリEPA、TPP11】 $\text{原産材料の価額} \div \text{輸出産品の価額} \times 100 \geq X\%$
非原産材料の最大割合(%)		【日スイスEPA、日EU・EPA】 $\text{非原産材料の価額} \div \text{産品の工場出し価額} \times 100 \leq X\%$

(注) 輸出産品の価額＝原則、輸出する時点でのFOB価額

【日EU・EPA(控除方式)】

産業用ロボット(HS8479.50)の例

控除方式による付加価値基準を用いる場合は**55%以上の域内での付加価値が必要**。



【公式】

$$RVC(\%) = \frac{\text{FOB価額} - \text{VNM}}{\text{FOB価額}} \times 100 = \frac{150\text{万円} - 65\text{万円}}{150\text{万円}} \times 100 = 57\% \geq 55\%$$

⇒従って、この産業用ロボットはRVCが55%以上のため、原産品と認められる。

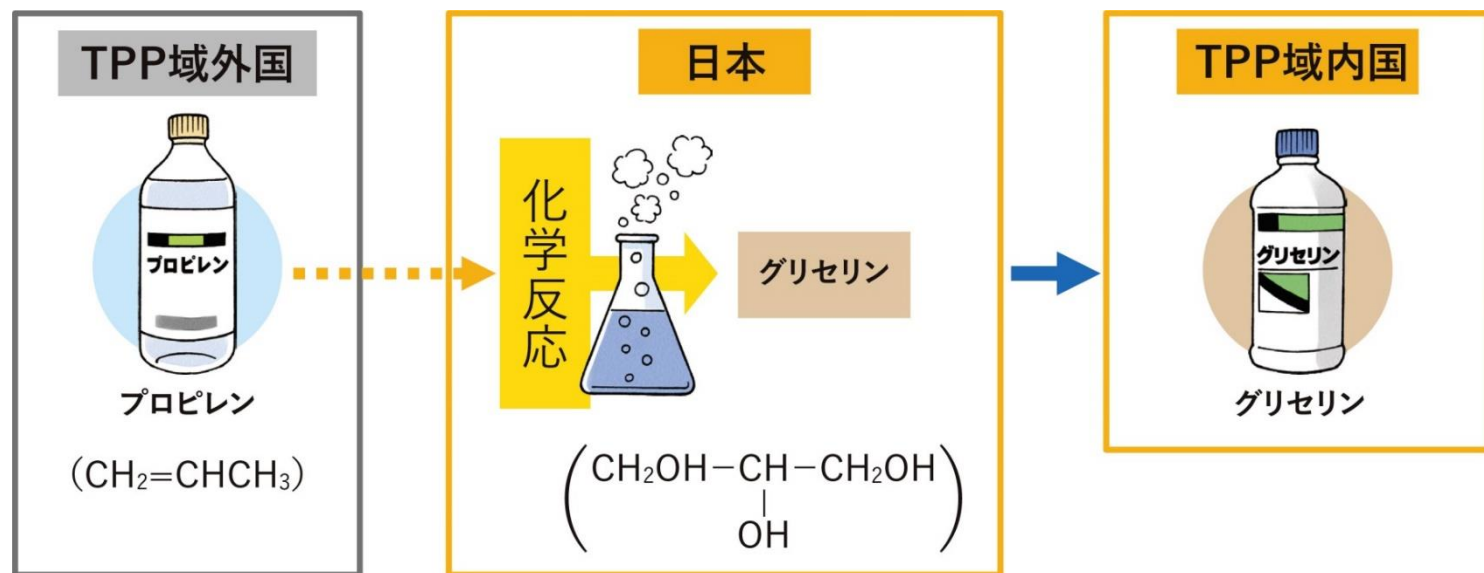
原産性判定方法③ -3～加工工程基準～（例：TPP11）

- ◆ TPP11域内でPSRが定める特定の加工が行われたことを以て原産品と認める基準。
- ◆ 下の図では、材料であるプロピレンをTPP11域外国より輸入し、日本においてグリセリンを製造する事例。この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応が施されていることから、グリセリンは加工工程基準（この例の場合、特定の化学反応を経ていること）を満たし、TPP11原産品と認められる。
- ◆ 衣類等縫製品では、関税分類変更基準の要件に加えて、裁断・縫製を域内で行わなければならないとの加工工程基準がある。

（参考）グリセリン（HS2905.45）のPSR（※）：

「材料が化学反応の工程（新たな構造の分子を生ずること）を経ていること」

（※）「号」（関税分類（HSコード）上6桁）変更基準と上記加工工程基準の選択制となっている。



品目別原産地規則例：ワイパー（851240）

TPP11

◆ TPP11、日EU・EPAとも関税分類変更基準と付加価値基準の選択制

日EU・EPA

	TPP11	日EU・EPA
関税分類変更基準	4 桁レベル	4 桁レベル
付加価値基準	域内原産割合（以下の方式の選択制／FOB価額に対する割合） ・ 30%以上（積上げ方式） ・ 40%以上（控除方式） ・ 50%以上（重点価額方式）	以下の方式の選択制 ・ MaxNOM（非原産材料の最大割合）50%以下（工場出し価額/EXW） ・ RVC（控除方式の域内原産割合）55%以上（FOB価額）

【参考】関税分類変更基準の表記

	TPP11	日EU・EPA
2桁	「類」の変更	CC
4桁	「項」の変更	CTH
6桁	「号」の変更	CTSH

八五二・四〇一八五二・九〇
第八五二・四〇号から第八五二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八五・一二項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八五二・四〇号から第八五二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としな

八五二・四〇一八五二・九〇
CTH MaxNOM = $\frac{V - V_A}{V} \times 100$ RVC = $\frac{V - V_A}{V} \times 100$

品目別原産地規則例：自動車部品

品目名	HS code	品目別原産地規則（PSR）	関税分類変更基準	付加価値基準	備考
ファンベルト	4010.39	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	ゴム (4001～ 4006)
ウォーターポンプ	8413.30	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8413.91)
オイルフィルター	8421.23	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8421.99)
バッテリー	8507.10	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8507.90)
点火プラグ	8511.10	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8511.90)
ワイパー	8512.40	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8512.90)
ディスクパッド ディスクロー ター	8708.30	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8708.30)
サスペンション	8708.80	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8708.30)

品目別原産地規則例：自動車部品

品目名	HS code	品目別原産地規則（PSR）	関税分類変更基準	付加価値基準	備考
ファンベルト	4010.39	A change to a good of heading 40.02 through 40.17 from any other heading.	○ (4桁)		ゴム (4001～4006)
ウォーターポンプ	8413.30	A change to a good of subheading 8413.11 through 8413.82 from any other subheading.	○ (6桁)		部品 (8413.91)
オイルフィルター	8421.23	A change to a good of subheading 8421.11 through 8421.39 from any other subheading.	○ (6桁)		部品 (8421.99)
バッテリー	8507.10	A change to a good of subheading 8507.10 through 8507.20 from any other heading; or No change in tariff classification required for a good of subheading 8507.10 through 8507.20, provided there is a regional value content of not less than: (a) 35 per cent under the build-up method; or (b) 45 per cent under the build-down method	○ (4桁)	○ (積上げ、控除)	部品 (8507.90)
点火プラグ	8511.10	A change to a good of subheading 8511.10 through 8511.80 from any other subheading.	○ (6桁)		部品 (8511.90)
ワイパー	8512.40	A change to a good of subheading 8512.40 through 8512.90 from any other heading; or No change in tariff classification required for a good of subheading 8512.40 through 8512.90, provided there is a regional value content of not less than: (a) 30 per cent under the build-up method; or (b) 40 per cent under the build-down method; or (c) 50 per cent under the focused value method taking into account only the non-originating materials of heading 85.12.	○ (4桁)	○ (積上げ、控除、重点)	部品 (8512.90)
ディスクパッド ディスクローター	8708.30	A change to a good of subheading 8708.30 through 8708.40 from any other subheading; or No change in tariff classification required for a good of subheading 8708.30 through 8708.40, provided there is a regional value content of not less than: (a) 45 per cent under the build-up method; or (b) 45 per cent under the net cost method; or (c) 55 per cent under the build-down method.	○ (6桁)	○ (積上げ、ネットコスト、控除)	部品 (8708.30)
サスペンション	8708.80	A change to a good of subheading 8708.80 from any other subheading; or No change in tariff classification required for a good of subheading 8708.80, provided there is a regional value content of not less than: (a) 45 per cent under the build-up method; or (b) 45 per cent under the net cost method; or (c) 55 per cent under the build-down method.	○ (6桁)	○ (積上げ、ネットコスト、控除)	部品 (8708.80)

HS2002 日シンガポール経済連携協定 / Japan-Singapore EPA	日メキシコ経済連携協定 / Japan-Mexico EPA	日マレーシア経済連携協定 / Japan-Malaysia EPA	日フィリピン経済連携協定 / Japan-Philippines EPA
日チリ経済連携協定 / Japan-Chile EPA	日タイ経済連携協定 / Japan-Thailand EPA	日ブルネイ経済連携協定 / Japan-Brunei EPA	日インドネシア経済連携協定 / Japan-Indonesia EPA
日アセアン包括的経済連携協定 / ASEAN-Japan CEPA			

HS2007 日ベトナム経済連携協定 / Japan-Vietnam EPA	日スイス経済連携協定 / Japan-Switzerland EPA	日インド包括的経済連携協定 / Japan-India CEPA	日ペルー経済連携協定 / Japan-Peru EPA
---	------------------------------------	----------------------------------	-----------------------------

HS2012 日オーストラリア経済連携協定 / Japan-Australia EPA	日モンゴル経済連携協定 / Japan-Mongolia EPA	TPP11 (CPTPP) 協定 / Comprehensive and Progressive agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP)
--	----------------------------------	--

HS2017 日EU経済連携協定 / Japan-EU EPA	日米貿易協定 / Trade Agreement Between Japan and the United States of America	日米貿易協定 (米側) / Trade Agreement Between Japan and the United States of America	工事中 / Under Construction
工事中 / Under Construction	工事中 / Under Construction	工事中 / Under Construction	工事中 / Under Construction

注:「工事中 / Under Construction」のチェックボックスについては、今後、新規協定が発効した場合やHSのバージョンを改正した経済連携協定があった場合(例:日オーストラリア経済連携協定においてHS2012→HS2017へ改正)にデータが掲載され使用できるようになります。

このページの本文へ

English

原産地規則ポータル

文字サイズ: 大きく 元に戻す 小さく

サイト内検索

検索

税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。

ホーム 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事後確認 税関ホームページ

新着情報

07月14日 [日EU・EPAを利用した日本からEUへの輸出に関するお知らせ](#) (国税庁法人番号公表サイトへの英語表記登録) を掲載しました

06月29日 [日EU・EPA発効1周年記念セミナーについて](#) (質疑応答の公表)

06月17日 [EPA/GSPでの原産性に係る非違事例を追加しました](#)

05月28日 [各国における原産地証明書発給停止等への対応](#) (更新)

[過去の新着情報一覧へ](#)

ピックアップ

品目別原産地規則

1 [原産地規則の検索](#)

2 [原産地規則一覧表](#)

自己申告制度の様式見本各種

1 [日米貿易協定](#) (原産品申告書 / 原産品申告明細書)

2 [日EU経済連携協定](#) (原産品申告書 / 原産品申告明細書 (和文/英文)) (原産地に関する申告文)

3 [TPP11](#) (原産品申告書 / 原産品申告明細書)

4 [日オーストラリア経済連携協定](#) (原産品申告書 / 原産品申告明細書)

パンフレット・お知らせ

1 [リーフレット「日EU協定に基づくEU税関当局からの情報提供要請」](#)

2 [リーフレット「経済連携協定の品目別規則が検索できます」](#)

3 [リーフレット「特恵税率の適用に際しては、貨物が「原産品」であることを確認してください」](#)

4 [リーフレット「特恵税率適用に関する「事後確認」の実施について」](#)

5 [リーフレット「中古品に対する日EU協定の原産地規則の適用について」](#)

点火プラグ(8511.10)のEPA特惠税率を確認すると・・・ (例:タイ、ベトナム、メキシコ)

国名	種別	税率
タイ	一般税率(MFN)	10%
	日タイEPA	0%
	日ASEAN・EPA	0%
ベトナム	一般税率(MFN)	10%
	日ベトナムEPA	0%
	日ASEAN・EPA	0%
	TPP11	2.5%(2021年撤廃)
メキシコ	一般税率(MFN)	5%
	日メキシコEPA	0%
	TPP11	0%

品目別原産地規則を比較して、より緩やかな規定をしているEPAを活用



自社で輸出する場合

いずれのEPAの特惠税率は無税(0%)

* ベトナムのTPP11は2021年より



EPAを活用している企業に納入する場合

納入先企業が採用しているEPAの原産地規則に従う

点火プラグ(8511.10)品目別原産地規則(原産地ポータルを利用して検索)

日ASEAN・EPA

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
日アセアン包括的経済連携協定(HS2002)	一般ルール	一般ルール / General Rule
ASEAN-Japan CEPA (HS2002)	General Rules	

日タイEPA

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
日タイ経済連携協定(HS2002)	第八五一一〇号から第八五一一八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五一一〇号から第八五一一八〇号までの各号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)	
Japan-Thailand EPA (HS2002)	A change to subheading 8511.10 through 8511.80 from any other subheading; or No required change in tariff classification to subheading 8511.10 through 8511.80, provided that there is a qualifying value content of not less than 40 per cent.	

日ベトナム EPA

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
日ベトナム経済連携協定(HS2007)	LVC四十パーセント又は、 CTSH	
Japan-Viet nam EPA (HS2007)	LVC 40% or CTSH	

日メキシコ EPA

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
日メキシコ経済連携協定(HS2002)	第八五一一〇号から第八五一一八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八五一一〇号から第八五一一八〇号までの各号の産品への第八五一一九〇号の材料からの変更(この変更 に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が六十五パーセント以上 であること。	第85類注 / Chapter 85 Note
Japan-Mexico EPA (HS2002)	A change to subheading 8511.10 through 8511.80 from any other heading; or A change to subheading 8511.10 through 8511.80 from subheading 8511.90, whether or not there is also a change from any other heading, provided there is a regional value content of not less than 65 percent.	

TPP11

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(HS2012)	第八五一一〇号から第八五一一八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更	
Trans-Pacific Partnership (TPP) (HS2012)	A change to a good of subheading 8511.10 through 8511.80 from any other subheading.	

点火プラグ(8511.10)品目別原産地規則

判断基準(例)



国名	EPA	品目別原産地規則	関税分類変更基準	点火プラグ部品 (HS851190)域外 品の使用	付加価値基準 (域内原産割合)
タイ	日タイEPA	第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の 製品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の製品への 関税分類の変更を必要としない。)	6桁	○	40%
	日ASEAN・EPA	一般ルール(注)	4桁	×	40%
ベトナム	日ベトナムEPA	LVC四十パーセント又はCTSH	6桁	○	40%
	日ASEAN・EPA	一般ルール(注)	4桁	×	40%
	TPP11	第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の 製品への他の号の材料からの変更	6桁	○	未設定
メキシコ	日メキシコEPA	第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の 製品への他の項の材料からの変更又は、第八五一一・一〇 号から第八五一一・八〇号までの各号の製品への第八五 一・九〇号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の 項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び 域内原産割合が六十五パーセント以上であること。	4桁	×	未設定 8511.90からの変更の場合→ 65%
	TPP11	第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の 製品への他の号の材料からの変更	6桁	○	未設定

(注) 協定本文に規定: 他の項の材料からの変更又は付加価値40%以上

- ◆ デミニマスルール(僅少の非原産材料)
- ◆ ロールアップ
- ◆ トレーシング
- ◆ 累積
- ◆ 自動車・自動車部品の特別な原産地規則



92～100ページ
https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11_kaisetsu.pdf



58～69ページ
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa202003.pdf

自動車・自動車部品の特別な原産地規則 (TPP11、日EU・EPA)

TPP11

【完成車】

- ◆ 完成車(第8701.10号~第8701.30号、第87.02項~第87.05項)の品目別原産地規則には付加価値基準が採用され、控除方式の場合はRVCが55%以上、純費用方式を用いる場合は45%以上が求められる。
- ◆ 完成車のRVCの計算に当たって、附属書3-Dの付録1の表Aに掲げる特定自動車部品7品目については、同付録の表Bに掲げる加工工程のどれか一つでもTPP11域内で行われれば、当該部品のPSRに関わらず原産材料と認められる特例措置が活用できる。

【自動車部品】

- ◆ 自動車動車部品のPSRの多くは、関税分類変更基準と付加価値基準の選択制であり、付加価値基準の場合、RVC が控除方式では品目に応じて45%~55%、積上げ方式と純費用方式では35~45%以上である。
- ◆ 附属書3-Dの付録1の表Cに掲げる自動車部品のRVCの計算においては、RVCが35%(積上げ・純費用方式)、45%(控除方式)を超える部分(閾値)については、構成部品について附属書3-Dの付録1の表Bに掲げる加工工程のどれか一つでも域内で行われれば原産性が付与される特例が活用できる。

日EU・EPA

【自動車部品】

- ◆ 特定の部品(バンパー、車体等)については、特定の生産工程が当該締約国において行われる限りにおいて、原産材料とみなされる。
- ◆ 特定部品の特別なPSRについては、協定発効から7年後、日本とEUのどちらかから要請があった場合には、規定の見直しを共同で行うこととなっている。

【第三国を含む累積】

- ◆ 乗用自動車その他の自動車(HS87.03)の製造に用いられる、ガソリンエンジン(HS:84.07)、ワイヤーハーネス(HS85.44)、自動車部品(HS87.08)の材料については、日本とEU以外の第三国で得られた材料を、日EU・EPAに基づく特惠待遇を受けるための累積に含められるようになる可能性がある。
- ◆ 第三国産の材料を累積に含めるためには、次の3要件を満たす必要がある。
 - 日本とEUが、当該第三国との間においてそれぞれ効力を有する自由貿易協定を締結していること。
 - 日本又はEUと当該第三国との間で、日EU・EPA上の第三国を含む累積の実施を確保する十分な行政上の協力に関する取極が発効していること、および当該取極を相手国(EU又は日本)に対して通報すること。
 - 当該第三国を含む累積を適用するための他のすべての条件について、日EU間で合意すること。

EPA利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定します

大前提



関税率を調べます

条件①



原産地規則を満たしているか確認します

条件②



原産地証明書を準備します

条件③



原産地の証明

■ 第三者証明制度

生産者・輸出者が第三者機関（政府または指定機関）に対して、輸出品が原産地認定基準を満たしていることを証明する情報を提供した上で、第三者機関が当該製品の原産性を判定し、原産地証明書を発給する制度。

*日本・ASEAN、ASEAN・中国、ASEAN・インド、日本・オーストラリア（※）など

■ 認定輸出者自己証明制度

政府によって認定された輸出者に対し、自己申告制度を適用する制度。認定輸出者以外は、第三者機関による判定が必要。

*日本・メキシコ、日本・スイス、日本・ペルー

■ 自己申告制度

生産者、輸出者または輸入者が、自ら原産性を証明する制度。

*日本・オーストラリア（※）、**TPP11**、**日本・EU**、日米貿易協定（輸入者のみによる自己申告制度）

※ 日豪EPAにおいては、第三者証明、自己証明両制度併用

日本のFTA/EPA、日米貿易協定における原産地証明制度

EPA/FTA	発効時期	第三者証明制度	認定輸出者 自己証明制度	自己証明制度 (自己申告制度)
日シンガポール	2002年11月	○	-	-
日メキシコ	2005年 4月	○	○	-
日マレーシア	2006年 7月	○	-	-
日チリ	2007年 9月	○	-	-
日タイ	2007年11月	○	-	-
日インドネシア	2008年 7月	○	-	-
日ブルネイ	2008年 7月	○	-	-
日ASEAN	2008年12月	○	-	-
日フィリピン	2008年12月	○	-	-
日スイス	2009年 9月	○	○	-
日ベトナム	2009年10月	○	-	-
日インド	2011年 8月	○	-	-
日ペルー	2012年 3月	○	○	-
日オーストラリア	2015年 1月	○	-	○
日モンゴル	2016年 6月	○	-	-
TPP	署名済(2016年2月) ^(注)	-	-	○
CPTPP(TPP11)	2018年12月30日 ^(注)	-	-	○
日EU	2019年2月1日	-	-	○
日米貿易協定	2020年1月1日	-	-	○

(注) TPPは米国の離脱後、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP、通称TPP11)」として署名、2018年12月30日に発効するのは、日本、メキシコ、シンガポール、NZ、カナダ、豪州の6カ国。2018年1月14日にベトナムが発効。

(出所) 政府資料をもとにジェトロ作成

【第三者証明制度】

日本商工会議所 EPAに基づく特定原産地証明書発給事業

<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

EPAに基づく特定原産地証明書発給事業

初心者向け | 利用条件 | 取得までの流れ | 取得のためのマニュアル | お客様サポート | セミナー情報

特定原産地証明書で輸出ビジネスをサポートします。

初心者向けコンテンツ

EPAとは？

特定原産地証明書とは？

取得までの流れ

企業登録

新着情報

記事一覧

2020/6/26 [【東京事務所】営業時間変更のご案内](#)

2020/6/10 [原産地証明書に係る規定を柔軟化、事後提出の期限を緩和（ベトナム）（シェットロ）](#)

2020/6/8 [【ご連絡】6月8日（月）から日本商工会議所国際部の電話対応を再開します](#)

2020/6/8 [【まとめ】新型コロナウイルス感染症の拡大に関連したご案内について（6月8日現在）](#)

セミナー情報

記事一覧

2020/3/17 [【開催中止となりました】EPA\(経済連携協定\)活用セミナーのご案内（2020年5月28日/29日、名古屋）](#)

2020/2/4 [【開催中止となりました】EPA\(経済連携協定\)活用セミナーのご案内（2020年3月3日、金沢）](#)

2020/2/3 [EPA\(経済連携協定\)活用セミナーのご案内（2020年2月21日、北九州）](#)

2020/1/14 [EPA\(経済連携協定\)活用セミナーのご案内（2020年2月27日、福山）](#)



第三者証明制度（日本商工会議所）		自己申告制度（自己証明制度）
ステップ1	輸出製品のHSコードを確認する	輸出製品のHSコードを確認する
ステップ2	EPA税率の有無や税率を確認する	EPA税率の有無や税率を確認する
ステップ3	各EPAに定められた輸出製品に係る規則等を確認する	各EPAに定められた輸出製品に係る規則等を確認する
ステップ4	輸出製品に係る原産地性を確認する （原産品であることを明らかにする資料、 裏付け資料の作成等）	輸出製品に係る原産地性を確認する （原産品であることを明らかにする資料、 裏付け資料の作成等）
ステップ5	「企業登録」をする	原産地証明書（原産地に関する申告文） を作成する
ステップ6	「原産品判定依頼」を行う	
ステップ7	「特定原産地証明書の発給申請」を行う	

【判定依頼者向けご連絡】全ての原産品判定における資料提出について
(2019年3月11日開始)

2019年3月1日
日本商工会議所

今般、経済産業省より、法律施行規則第四条の二第4項・5項に基づき、全ての原産品判定審査について「特定原産品であることを明らかにする資料」として対比表や計算ワークシート等の提出を受けたうえで審査を実施するよう、指導がありました。これまで、対比表や計算ワークシート等の資料は判定事務所が必要に応じて提出を求めることとしておりましたが、近年、特定原産品でなかったにもかかわらず特定原産地証明書が発給される事案が増えていることから、同省より指導があったものです。

つきましては、2019年3月11日（月）以降に申請していただく全ての原産品判定依頼について、対比表や計算ワークシート等の資料をご提出いただきたく、ご協力のほどお願い申し上げます。判定事務所では原産品判定依頼および前記資料の提出をもって審査を開始いたします。資料の提出がない場合は、該当の判定依頼は「保留」状態となります。

判定依頼時の提出資料や事務所別の資料提出方法等は、下記のとおりです。

なお、発給申請や同意通知に係る申請方法については変更ございません。

当国の間、審査業務の遅延などによりご迷惑をおかけする恐れがありますが、できる限り速やかな審査に努めてまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

配

1. 原産品判定依頼時の提出資料

- ・申請手続における提出書類等の例示と留意事項（経済産業省）

2. 事務所別の資料提出方法および提出資料のひな形

- ・東京事務所
- ・横浜事務所
- ・浜松事務所
- ・名古屋事務所
- ・京都事務所
- ・大阪事務所
- ・福岡事務所
- ・北九州事務所

3. 資料保存期間

原産品判定審査時にご提出いただきました資料は、特定原産地証明書に該当の産品が記載されてから3年ないし5年の保存義務（協定によって保存期間が異なる）があります。資料の保存・管理の徹底をお

願います。

判定依頼者から輸出者へ同意通知を提出された場合も、該当の産品を記載した特定原産地証明書が発行されることに保存義務があります。特定原産地証明書に記載される可能性がある判定資料は必ず保存してください。

4. 参考資料

- ・特定原産地証明書発給申請マニュアル（事前準備編）

5. お問い合わせ先

（特定原産地発給業務全般について）

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 電話：03-3283-7850

（原産品判定について）

日本商工会議所 各地事務所（お問い合わせ一覧）

以上

➤ TPP11、日EU・EPAでは……

- ✓ 事業者が自ら原産地証明書(原産地に関する申告)を作成できる「自己申告制度」を採用。
- ✓ 原産地証明書(原産地に関する申告)の作成やその後の手続に関連するコストとリードタイムを低減する効果が期待される。

「EPA原産地規則マニュアル」(東京税関作成)より

・全量が同一便で到着しない場合（予約の都合）

（問7） コンテナ4本分のかぼちゃについて、当初、1回ですべてを輸出する予定でインボイスを作成し、これに基づく原産地証明書の発給を受けた。その後、コンテナ3本分のみ船腹の予約ができたことから、当該予約のできた3本分のみ輸出し、残りの1本分は後日別便で輸出することとした。この場合、メキシコ税率の適用はコンテナ4本分の全てについて可能か。

【回答】本事例では分割船積みは船社の責によるもの（例えば、船腹の予約ができていたにもかかわらず、船積みの時点で不足が判明したというもの）とはいえないことから、2回の輸入ということになる。したがって、協定に規定されている「1回の輸入に使用するもの」という条件は充足できないため、当初発給を受けた原産地証明書をもって2船分の貨物についてメキシコ税率を適用することはできない。

【参考】全量が同一便にて本邦へ運送された後に分割輸入されるものについては関税法基本通達68-5-17（分割して輸入する場合の締約国原産地証明書の取扱い）による。

➡ また、TPP、日EU協定においては、自己申告による原産地証明書（EUでは原産地申告）は1回の輸送に限らず同一製品の複数回の輸送に使用可能であるため、それぞれの輸入申告についてEPA税率を適用して差し支えない。

・第三国における一時蔵置

（問9） 「運送上の理由」は特段ないが、貨物は管理コストの安い第三国にて一時蔵置し、商機を見て日本へ輸入することとしている。原産国から一時蔵置する第三国へ発送する時点では、日本に輸出することが決まっていないが、EPA税率の適用は可能か。

【回答】EPAの積送基準においては、一般特惠と異なり「運送上の理由」によるものの要件がないため、貨物を第三国でストックし商機を見て輸入しても、第三国で一時蔵置以外の作業が行われていない限り、積送基準を満たすこととなる。ただし、EPAの利用に当たっては、多くの協定で原産地証明書が必要になるが、原産地証明書は、原則として原産国からの輸出時に取得する必要があるため、実際上は原産地証明書の取得が難しく、第三者証明制度の下での利用は困難と考えられる。

➡ なお、日豪EPA、TPP、日EUで採用されている自己申告制度に基づく原産品申告書等の場合には、輸出後に作成することも可能である。

原産地証明書の根拠

- ◆ 原産地証明の根拠となる資料は、事業者が採用した原産地基準(原産性の判断基準)によって異なる。
- ◆ 例えば、関税分類変更基準では非原産材料と產品の間でHSコードが変更されていることを示す「対比表」を作成する必要があるのに対し、付加価値基準では產品が品目別原産地規則(PSR)で規定されている域内原産割合(RVC)を上回ること示す「計算ワークシート」を作成する必要がある。
- ◆ 同時に、それらの書類の根拠となる裏付資料(総部品表、製造工程フロー図など)が必要となる。
- ◆ 原産材料として扱った材料・部品の原産性の証明にあたっては、サプライヤーに供給を受けた材料・部品が原産品であることを示す宣誓書(誓約書も同義)を作成してもらうことになる。

関税分類変更基準の場合の根拠資料の例

対比表

- 非原産材料の関税分類番号(HSコード)と輸出する產品のHSコードが変更していることを示す資料(詳しくはP.86参照)



裏付資料

- 総部品表
- 製造工程フロー図
- 生産指図書(委託生産の場合)
- 各「材料・部品」の投入記録(在庫蔵入蔵出記録など)

材料の原産性を示すための根拠資料

- サプライヤーからの情報(国内調達)
- 輸入時の原産地証明書の写しなど(輸入)

その他

- 原産地に関する申告文を記載した輸出產品のインボイス
- 船荷証券等の船積書類の写し

付加価値基準の場合の根拠資料の例

計算ワークシート

- 規定の域内原産割合を上回ること示す資料(詳しくはP.87～88参照)



裏付資料

- 総部品表
- 製造工程フロー図
- 生産指図書(委託生産の場合)
- 各「材料・部品」の投入記録(在庫蔵入蔵出記録など)

材料の原産性を示すための根拠資料

- サプライヤーからの情報(国内調達)
- 輸入時の原産地証明書の写しなど(輸入)

控除方式 MaxNOM方式

- 材料の調達価額を証明する資料
- 輸入時のインボイスなど
- 取引契約書やサプライヤーからの請求書など

その他

- 原産地に関する申告文を記載した輸出產品のインボイス
- 船荷証券等の船積書類の写し

経済産業省

【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】

原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】

原産性を判断するための基本的考え方と
整えるべき保存書類の例示

2019年10月改訂
経 済 産 業 省
原 産 地 証 明 室

経済産業省：【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】
「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より

関税分類変更基準利用における対比表の例

作成年月日

資料作成者名

(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □)

特に最終生産地
が国内であることを
確認。

利用協定：日アセアン協定

生産国：日本、生産場所：〇〇県〇〇市□□・△△工場

適用原産地規則：関税分類変更基準(CTH、4桁変更)

輸出製品の生産に使用した
全ての材料・部品名を記載。

非原産材料は、HS
コードが変更している
ことを確認。

HSコード	製品名	HSコード	部品名	原産/非原産	原産情報等
		3917	プラスチック製管	非原産	
		3923	プロテクター	非原産	
		3926	ドライブギア	非原産	
		4016	ワッシャー	非原産	
		5901	織物製テープ	非原産	
		7318	レセプタクル	非原産	
		7318	タッピングスクリュー	非原産	
		7318	ナット	非原産	
		8536	接続子	非原産	
		9607	ファスナー(留め具)	非原産	
		(8532)	LED	原産	サプライヤーからの資料(〇〇株式会社△△工場)
		(8544)	銅線	原産	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)
			電気導体	原産	サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)

非原産材料について
は、取引書類や原産
性を裏付ける資料は
不要。

原産材料であっても、HS
コードの変更が確認でき
れば、非原産とみなすこと
も可能。この場合、サプ
ライヤーからの資料は不要。

同時に付加価値基準も満たす必要がある場合、「計算
ワークシート」(後述)を統合した表でも構わない。

原産材料については、その原産性を示すための
根拠資料が必要。資料を提出したサプライヤ
ーも、納入部材に関する同様の対比表や計算
ワークシート(後述)を作成する。

経済産業省：【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】 「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より

付加価値基準利用における計算ワークシートの例

利用協定：日アセアン協定

生産国：日本、生産場所：〇〇県〇〇市〇〇△△工場

適用原産地規則：付加価値基準(RVC40%以上)

輸出品：HS8544.30 ワイヤハーネス

FOB価額：US\$64(円換算¥5,800)

$RVC = (5,800 - 1,400) / 5,800 = 0.76$

特に最終生産地が
国内であることを確認。

作成年月日
資料作成者名

(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □)

本事例では控除方式で計算。

$(\text{FOB価額} - \text{非原産材料価額})$
FOB価額

・控除方式を使う場合、原産材料の価額は出てこないで原産材料単価の根拠を示す資料は不要。他方、積上げ方式を使う場合には、当該価額の根拠を示す資料が必要。

・控除方式or積上げ方式については、原産／非原産材料の点数、価格の大小等を考慮し、協定の範囲内で、より簡便な方法を自由に選択可能。

・材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

・積上げ方式のうち、非材料費(労務費、諸経費、利益等)を付加価値分に含める場合には、当該価額を裏付ける資料が必要。

部品名	原産／非原産	単価	原産情報	価額情報
プラスチック製管	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
プロテクター	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ドライブギア	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ワッシャー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
織物製テープ	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
レセプタクル	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
タッピングスクリュー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
接続子	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ファスナー(留め具)	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
非原産材料価額合計		¥1,400		
LED	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(〇〇株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
銅線	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
電気導体	原産		サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
原産材料価額合計		¥1,100		
その他経費	-	¥2,700		製造原価明細
利益	-	¥400		製造原価明細
輸送費	-	¥200		国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
非材料費合計		¥3,300		

同時に関税分類変更基準も満たす必要がある場合、「対比表」(前述)を統合した表でも構わない。

経済産業省：【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】 「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より

サプライヤー証明の例

サプライヤーから調達した材料が原産材料であるとの「サプライヤー証明」に記載が必要な内容は、本件資料の作成年月日、製造された物品の供給先名^{*}、製造者の氏名又は名称、住所、担当者の氏名、所属部署名、連絡先、利用する協定名、製造された物品が原産品であることを証明する旨の記載、製造された物品の品名（英文）、物品を特定できる情報（製造番号、型番等）、HSコード、判定基準、生産場所（住所、工場名等）。以下の様式は、上記内容を記載した一例であり、上記の内容が記載されていれば、資料の様式は問わない。

※生産者とサプライヤー間の情報提供のシステムによって、物品の流れ及び原産性の確認への対応が担保される場合、供給先名は不要

年 月 日				
（生産者） 殿 （サプライヤー名）				
法人名（個人事業主の場合は個人名） 				
住所				
部署名				
氏名				
連絡先				
当社の下記産品は、〇〇協定に基づく原産品であることを証明いたします。				
記				
（該当する産品）				
品名（英文）	製造番号・型番	HSコード	判定基準	生産場所（住所・工場名等）
〇〇〇	AB1122/CD-1	〇〇〇〇	CTC（項変更）	〇〇県〇〇市〇〇
〇〇〇〇				△△工場
〇〇〇	EF3344/GH-II	（〇〇〇〇）	VA（基準値 40%以上）	〇〇県〇〇市〇〇
〇〇〇〇				本社工場

・ サプライヤーに対して資料の提出を依頼する際に、原産地規則等に関し十分な説明を行う。

・ サプライヤーへの負担を最小化すべく、必要最低限の部分について依頼することが望ましい。
例えば、VAルールを採用する場合、まず自社の付加価値分を算定し、その上で基準を満たすのに必要最低限の原産材料価格分を積み上げるべく、価格が高い部品や、原産性の判定がしやすい部品から優先して依頼するなど一案。

・ 設計・仕入先変更等により原産性に変更があった場合には、サプライヤーから適宜情報提供を受けられるように、適切な連絡体制を整えておくこと。

・ 締約国当局からの検認等で、サプライヤー証明にとどまらず、その根拠となる対比表や計算ワークシートの提出を求められる可能性があることに留意すること。

EPA利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定します

大前提

関税率を調べます

条件①

原産地規則を満たしているか確認します

条件②

原産地証明書を準備します

条件③

積送基準

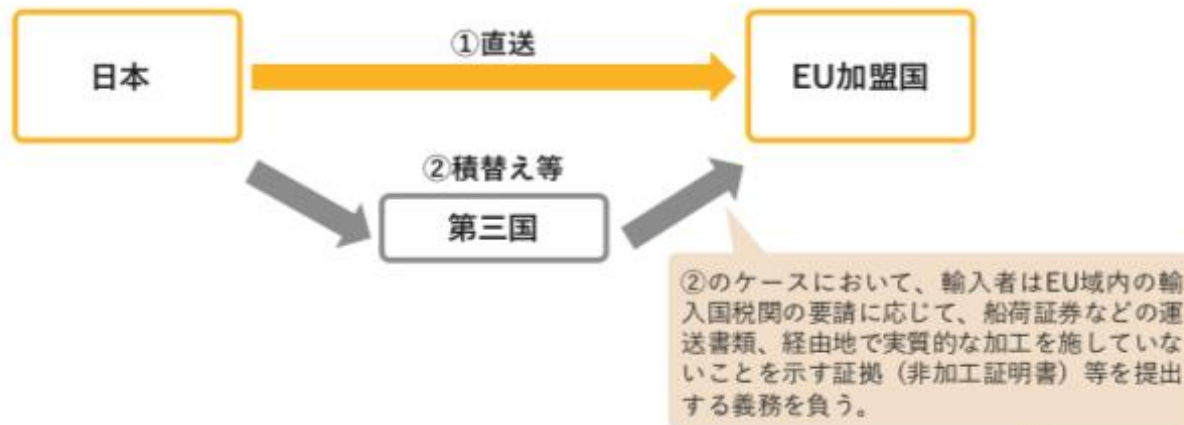
検認

日EU・EPAでは、原産品を相手国に輸送する場合に原産性が維持される基準が定められています。日本、EU以外の第三国を経由する際も、実質的な加工を加えておらず、当該第三国税関の管理下に置かれていれば、原産性は失われていないとみなされます。

原産地規則を満たす原産品をEU向けに輸出する場合、日本、EU以外の第三国を経由しない直接輸送①をすれば、原産性が維持されます。

第三国を経由する場合②でも、経由先で実質的な加工を加えず、当該産品が経由先で第三国税関の管理下にあれば、原産性は失われることはありません。

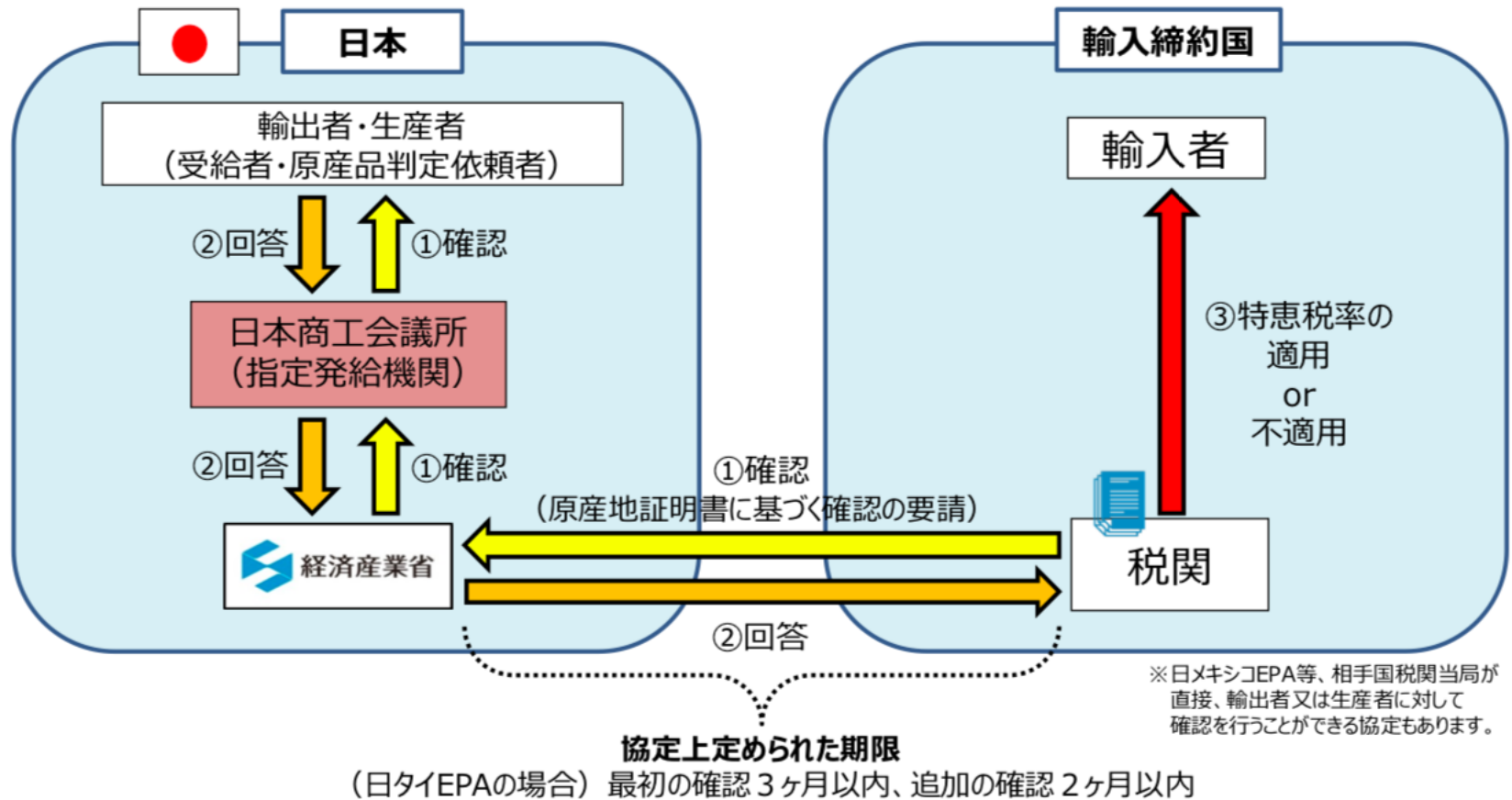
図表4-33 積送基準(変更の禁止)



経由先で許容される作業：

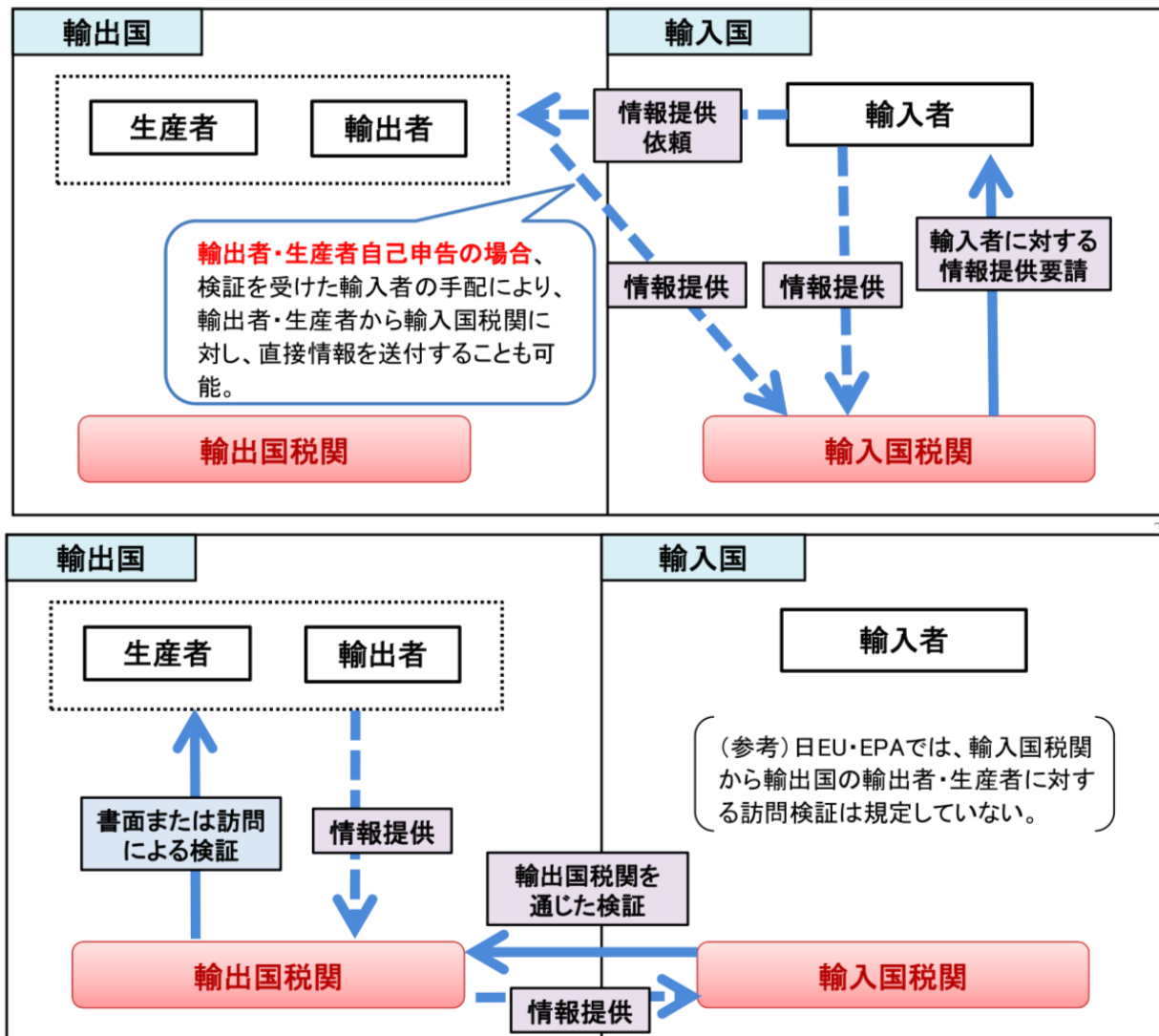
- 産品の蔵置又は展示（第三国において税関の監視のもとに置かれている場合）
- 輸出者（又はその責任）による貨物の分割（第三国において税関の監視のもとに置かれている場合）
- 輸入側のEU加盟国から要求されるマーク、ラベル等の書類添付、又は施す工程
- 原産品を良好な状態で保存するために必要なその他の作業

原産性の確認手続(検認)/第三者証明制度



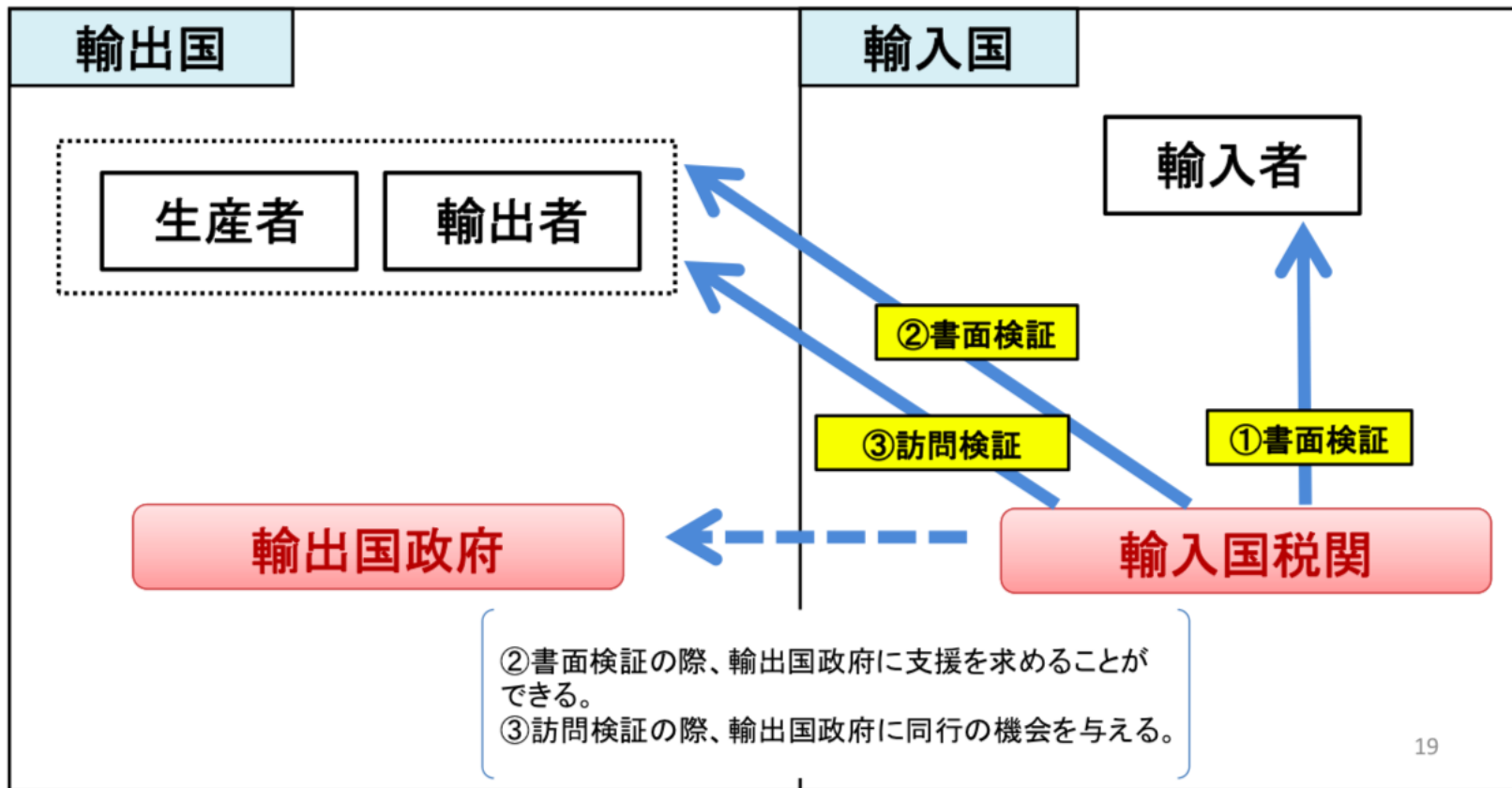
(出所)経済産業省貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室:経済連携協定(EPA)に基づく原産地証明書(第三者証明制度)への検認について 2020年2月

原産性の確認手続(検認)/自己申告制度(間接検認/日EU・EPA)



(出所)財務省関税局・税関: 日EU・EPA原産地規則について 2018年11月・12月

原産性の確認手続(検認)/自己申告制度(直接検認/TPP11)



(出所) 財務省関税局・税関: TPP11 (CPTPP) 原産地規則について 2018年11月・12月

根拠資料(保存書類)の保存期間

- ◆ EPAによる関税上の特惠待遇の要求を行った場合の原産性を立証する書類等の保管義務が協定毎に定められている。
- ◆ 検認など輸入国の税関からの問い合わせに備えて、根拠資料などの関連書類を協定に定められている期間保管する必要がある。
- ◆ ただし、日本への輸入においては国内法令により輸入の許可日の翌日から起算し原産品に関する書類を5年間保存する必要がある。

5年間	4年間	3年間
日メキシコ 日マレーシア 日チリ 日タイ 日インドネシア 日フィリピン 日インド 日ペルー 日オーストラリア 日モンゴル TPP11	日EU(輸出者、生産者)	日ブルネイ 日ASEAN 日スイス 日ベトナム 日EU(輸入者の知識)

(注)起算日:第三者証明制度の場合は原産地証明書発給日の翌日、自己申告制度の場合は原産地証明書または申告文の作成日。日EU・EPAの輸入者の知識による場合は輸入日。

事前教示制度(例:TPP11)

■事前教示制度(Advance Rulings)とは:

締約国が自国の輸入者、他の締約国の輸出者もしくは生産者からの書面による要請に対して、書面による事前の教示を行う制度をいいます。

■確認できる内容:

事前教示制度を利用して、以下の内容を確認することができます。

- ①関税分類
- ②特定の事案のために用いられる関税評価基準の適用について
- ③原産性の判定(原産地規則及び原産地手続きの規定に基づく原産品であるかどうか)
- ④締約国が決定するその他の事項

■回答までの時間:

締約国は可能な限り迅速に、最長でも150日以内に事前の教示を行うことを約束しています。

■有効期間:

最低3年間



事前教示の事例(チリ)

interesado son las siguientes:

Marca: Apple

Modelo: Apple Watch, A1553

Velocidad del Procesador: 533 MHz

Video Codec: H.264

Formato: MP4

Resolución: 1080p

Codec Audio: AAC

Conectividad: Bluetooth 4.0 LE

Memoria: 8GB

Cámara: No

Sensores: Acelerómetro

Giroscopio

PPG (sensor foto plasmográfico biométrico para monitorear pulso/ritmo cardíaco)

Sensor de luz ambiental

Microfono: 1 (uno)

Bocinas: 1 (una)

Batería: Recargable litio ion polímero 205mAh

Que se trata de un dispositivo de comunicación inalámbrica que se encuentra diseñado para ser usado en la muñeca del usuario para comunicarse con un iPhone 5 o posterior, por medio de una conexión inalámbrica (WiFi, Bluetooth, NFC).

Que, básicamente es una extensión del iPhone que proporciona al usuario una manera más fácil de acceder a las funciones del teléfono y con la habilidad de guardar información electrónica hasta 8 GB.

Apple Watch のチリへの輸入時に関する HS コードの照会に対して、税関当局が 2015 年 3 月 19 日に HS コード (8517.6290) を回答。Apple Watch はスマートフォンと類似した機能を持つことを理由に、税関は腕時計ではなく電気通信機器と判断した。

*** 事前教示制度については、ジェトロ作成「TPP11解説書」(18～19ページ)を参照**
https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11_kaisetsu.pdf

ご清聴有難うございました

【ご注意】

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。

主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。